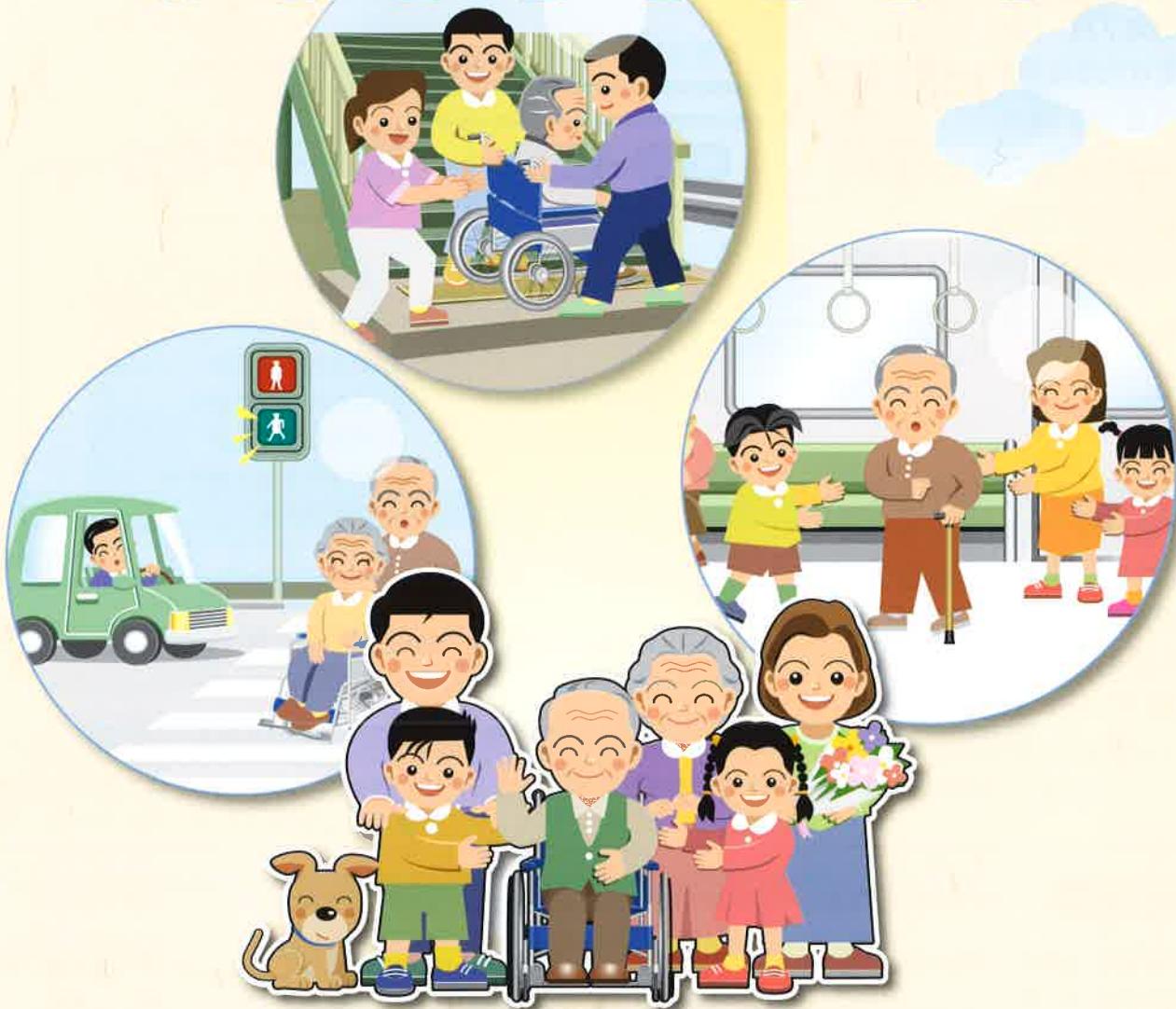


あなたと共に 福祉のまちづくり



守谷市社会福祉協議会会員加入のお願い

- 募集期間 一般・特別会員 毎年6月1日～ 法人会員 每年7月～
- 会員会費 一般会員 会費(年額) 500円 特別会員 会費(年額) 1,000円(一般会員:2口)
法人会員 会費(年額) 2,000円以上

守谷市社会福祉協議会では、毎年、各町内会・自治会区長さんをはじめ、多くのみなさんにご協力をいただき、市民一人ひとり、子どもから高齢者まで、すべての人が身近なところで「安心して暮らせる福祉のまちづくり」の一員になっていただきたく、全戸にお願いしております。おあずかりした会員会費につきましては、3ページに掲載の各種福祉事業を展開するための財源として充てさせていただきます。

何卒、当協議会事業にご理解いただき、会員にご加入いただきますようお願い申し上げます。

なお、町内会や自治会未加入の方につきましても当協議会事務所(げんき館内)もしくは、文化会館・保健センターでもお受けいたします。



社会福祉
人

守谷市社会福祉協議会

守谷市社会福祉協議会とは

社会福祉法人守谷市社会福祉協議会（略称：社協）は、住み慣れたこのまちで、市民一人ひとりが「安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざして、市民をはじめ、福祉・保健・医療・教育などの各関係者、行政等さまざまな機関と協力し、地域福祉活動をすすめる福祉団体です。

設立

組織

昭和45年7月 1日

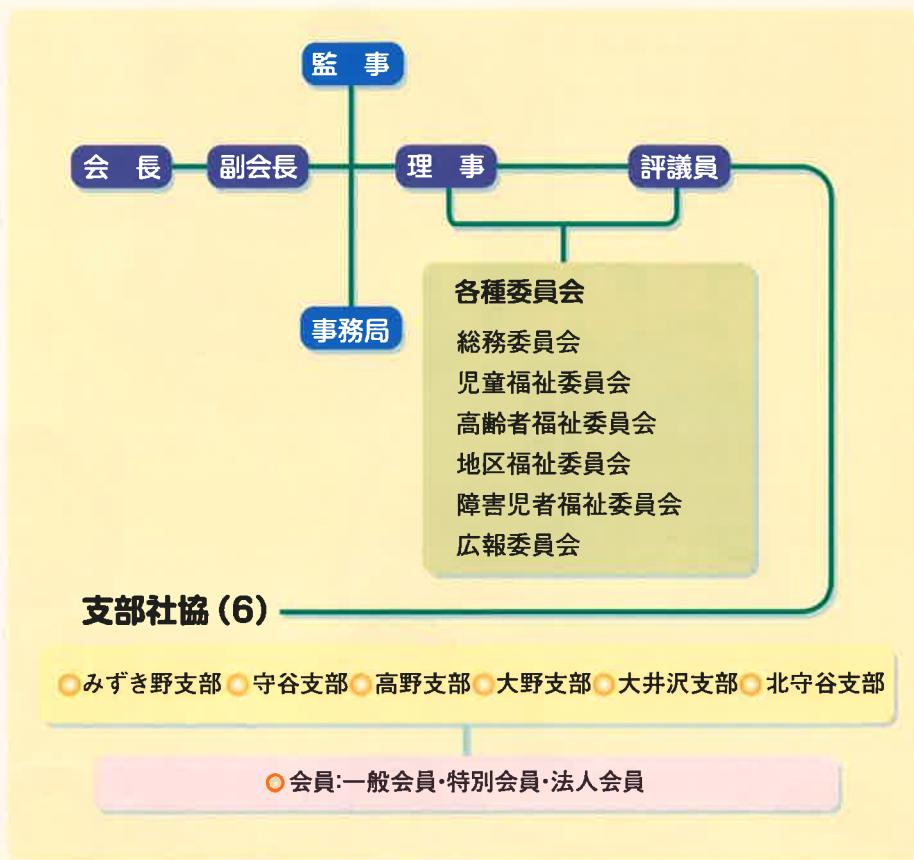
守谷町社会福祉協議会を設立

昭和48年3月14日

社会福祉法人として厚生大臣認可

平成14年3月13日

守谷市社会福祉協議会として名称
変更



財源

会員の会費、市からの補助金および委託金、共同募金会からの地域配分金（地域福祉活動費・歳末たすけあい事業費）等を財源とし、各事業を行っております。（※1 介護保険事業は介護保険収入を充当して行っております）

強化事業（守谷市地域福祉活動計画）

守谷市社会福祉協議会では、守谷市の「守谷市地域福祉計画（行政計画）」とともに、この守谷で住み続け、「みんなでしあわせ」になりたいとの思いを実現するために、地域の皆さんと協働して、地域福祉を推進するために活動する指針となる「守谷市地域福祉活動計画」を「地域座談会」などで地域の皆さんとともに検討し、策定しました。

この地域福祉活動計画は、市内6地区に分け、地域で暮らす人たち一人ひとりが地域福祉の担い手となり、地域のさまざまな力を借り、自分たちの住んでいる地域の課題を解決するために何が必要で、何が足らなく、何をしたらいいのかなどを話し合い、その地区の特性を活かしながら隣近所とのいさつ付き合いや見守りなどの地域コミュニティの

再構築や気軽に話ができる仲間づくりの場、防犯や防災のための対策などが計画に盛り込まれ、試行錯誤しながら、地域の皆さんにご参加いただきながら進めています。

これからも「もりやのしあわせ みんなで築こう」を合言葉に、各地区で事業に取り組んでまいりますが、それを支えていただき、また、多くの皆さんにご参加いただかなくては「みんなのしあわせ」は広がらません。今後ともご支援ご協力をよろしくお願いします。



主な事業

障がい児者・高齢者関係

- 障がい児者施設・団体支援
「買ってNet!バザール」の開催
- 障がい児者団体への事業助成
- ふれあいボランティアスクールへの支援
- 健康水中央操
- 独居高齢者1日遠足の開催
- 高齢者世帯交流事業
- 元気わくわくスポーツ大会事業支援
- 福祉車両の貸出(スロープ付軽自動車)
 - ・市内居住の障がい者や歩行困難な高齢者等とその家族を利用対象者とし、利用料は、無料。ただし、走行に要する燃料等については、利用者負担。利用については、事前予約の上、平日の午前8時30分から午後5時まで、最高で1泊2日までです。
- 車いす等の貸出
 - ・突然のケガや病気、旅行や外出などで一時的に必要になった車いすを無料で貸し出します(最長1ヶ月)。



資金貸付事業

- 生活福祉資金(茨城県社協事業)
 - ・総合支援資金
 - ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
- 小口つなぎ資金貸付(守谷市社協)

受託事業

- 生きがい活動支援通所事業
(いきいきプラザ・げんき館、ミ・ナーデ げんき館事業)
- 地域ケアシステム推進事業



介護保険事業

- 居宅介護支援事業
(介護保険・予防ケアプラン作成等)
- ヘルパーステーション
(訪問介護・介護予防訪問介護)
- 障がい福祉サービス居宅介護)

支部社協活動

- 市内6地区(みずき野地区・守谷地区・高野地区・大野地区・大井沢地区・北守谷地区)の支部役員を中心に、各地区の区長様をはじめ、多くの皆様にご協力いただきながら、会員募集の強化や地域福祉活動に取り組んでいきます

児童・母子・父子関係

- 要援護家庭への支援
- 小・中学校への福祉教育推進助成
- 親子ふれあい1日遠足の開催
- ひとり親小・中学校入学・卒業祝
- 新生児誕生祝品(歯ブラシ)
贈呈事業
- 新入児童入学祝贈呈事業



ボランティア活動の推進

- 子どもヘルパー活動事業の推進
- 小・中学校等での福祉教育への協力
- 福祉体験機器の貸出
(車イス・白杖・点字板・シニア体験用具等)
- ボランティア講座、研修、交流会
- ボランティア保険の加入促進
- 善意銀行(寄付金品の受扱)



その他の事業

- 広報事業(社協だより・もりや年4回:6月・9月・12月・3月発行)
- ほほえみサービス
(在宅福祉サービスセンター)
- 各種相談事業
(専門相談・電話相談)
- 日常生活自立支援事業
- 古切手、ブルタブ、リサイクル収集
- 入れ歯リサイクル回収事業



共同募金事業

- 赤い羽根募金運動(10月1日~)
- 歳末たすけあい募金運動(12月1日~)

地域ケアシステム推進事業

地域ケアシステム推進事業とは?

地域でさまざまな生活課題を抱えて困っている人やその家族一人ひとりのために、地域住民や地区民生委員、保健・医療・福祉の関係者が連携をしながら、誰もが安心して地域で暮らせる福祉コミュニティづくりをすすめていく事業です。

守谷市では誰がやるの?

この事業は、守谷市社協が守谷市より委託され、地域ケアコーディネーターを配置しています。その地域ケアコーディネーターが要支援者に対し、どのようなサービスが必要かを各機関の関係者が話し合うサービス調整会議を行い、実際に必要なサービスを提供する地域住民やボランティア・民生委員、保健・医療・福祉の関係者がチームを組み支援していく在宅ケアチームを編成し対応していきます。

1

例えばこんな人は…



2

お近くの民生委員・児童委員、各種福祉相談員*、市福祉課などに相談してみましょう



*各種福祉相談員

例えば、家庭相談員、母子自立支援員、婦人相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、青少年相談員等

3

地域ケアコーディネーターがあなたの希望をお聞きします



地域ケアコーディネーターとは

支援を必要としている人の状態などを的確に把握し、必要なサービスが受けられるように関係機関との連絡調整をする人です。
社会福祉協議会に配置されています。

4

保健・医療・福祉の関係者で構成される「サービス調整会議」で、サービス内容を検討・決定します。

サービス調整会議とは

支援を必要としている人の心身の状況、経済状況、家庭環境などを踏まえて、その人のニーズ、問題を解決する会議です。

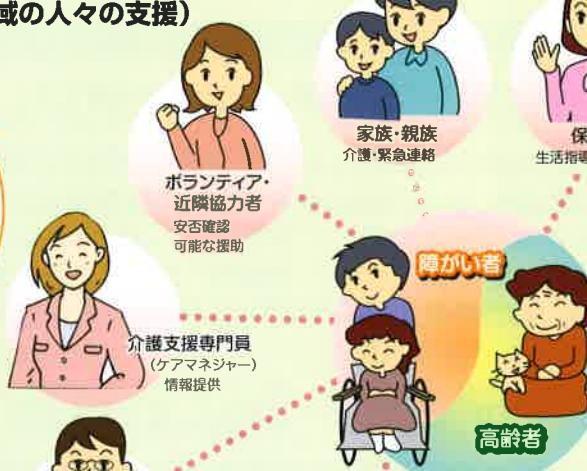
そして在宅ケアチームが編成されます

5

在宅ケアチームによるサービスが開始されます
(保健・医療・福祉の連携、地域の人々の支援)



地域ケアコーディネーター
相談・援助サービスの調整
社会福祉協議会



ボランティア・
近隣協力者
安否確認
可能な援助



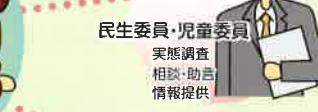
介護支援専門員
(ケアマネジャー)
情報提供



保健師
生活指導・健康相談



ホームヘルパー
生活援助



民生委員・児童委員
実態調査
相談・助言
情報提供



市役所
相談・援助

理学・作業療法士
リハビリ指導



訪問看護ステーション
生活指導・看護指導



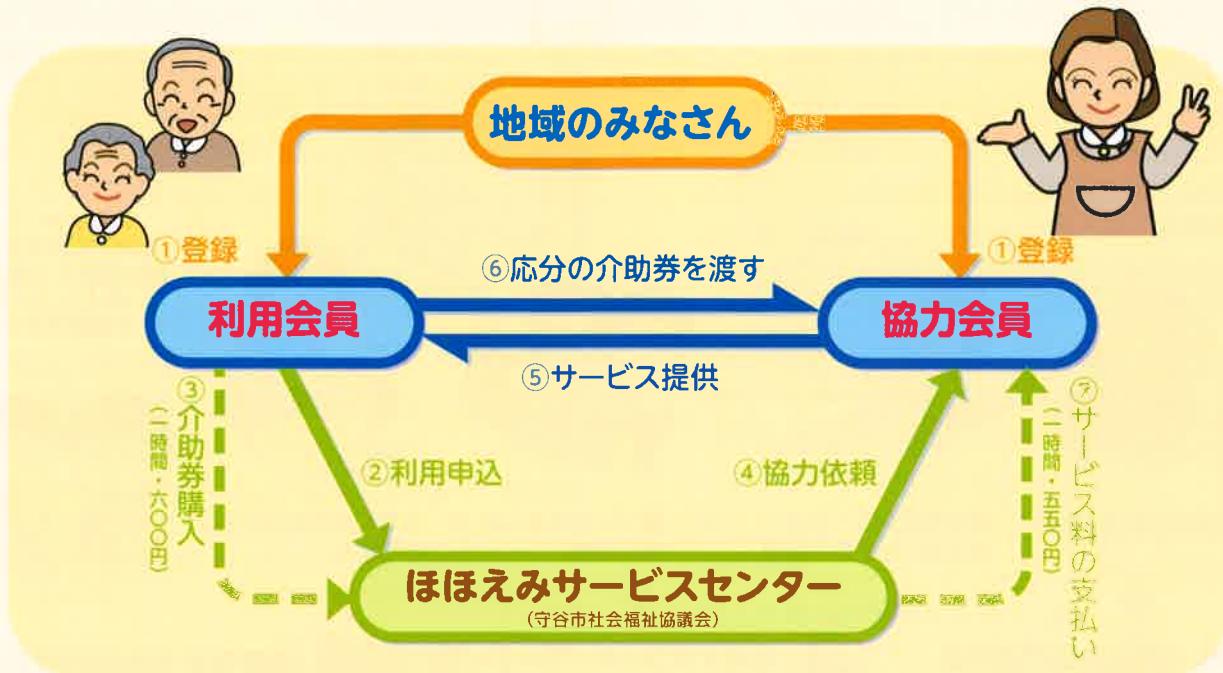
医師
医療・相談



在宅介護支援センター
情報収集・提供

ほほえみサービス (在宅福祉センター事業)

ほほえみサービスは、お年寄りや身体の不自由な方、産前産後の方やその家族の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う会員方式の有償福祉サービスです。



会員とは

- 利用会員… 市内にお住まいの65歳以上の方、身体の不自由な方やその家族、産前産後の方。(その他、本会が適当と認めた方)
- 協力会員… 家事援助等のサービスをして下さる方。
(年齢・性別・資格などは、問いません。自分のできることを、できる時間、活動していただきます)

サービスの内容

- 食事の支度
- 衣類の洗濯、補修
- 住居等の掃除、整理整頓
- 生活必需品等の買い物
- 通院及び外出の介助
- 介護者外出時の留守番
- 話し相手
- その他、軽易な身の回りの世話

サービスの利用方法

会員になるには 利用会員・協力会員ともに事前に申込書による登録が必要です。

利用するには 登録後、利用したい日時・内容をサービスセンター（社協）に申込んでいただき、コーディネーターが調整したのち、サービスセンターで介助券（1時間あたり600円）を購入いただき、協力会員を派遣します。

サービスを受けた時 利用会員は、協力会員よりサービスを受けた時間数に応じた介助券を協力会員にお渡しください。

活動した後は 協力会員は、介助券をサービスセンターに提出し、協力費をお受け取りください。

その他

- 利用時間…原則として、平日午前9時～午後5時（12月28日～1月5日及び祝祭日は除く）
- 活動に伴う交通費、材料費等は、利用会員の実費負担となります。
- 万が一、活動中の事故等に備えて、サービスセンターが保険に加入しています。

相談事業

相談無料

守谷市社会福祉協議会では、専門相談（予約制）、電話相談を開設しています。

福祉相談、年金・労務相談のご利用は、各相談日の前金曜日までに社会福祉協議会事務局へ相談日時をお確かめの上、ご予約下さい。（☎45-0088）

福祉相談

要予約

障がい者・高齢者福祉サービス…
福祉全般について、社会福祉士が
ご相談をお受けします。



毎月第1月曜日
午後2時から4時まで

いきいきプラザ・げんき館内

年金・労務 相談

要予約

厚生年金や障害年金のこと、社会保険、雇用に関わることなど社会保険労務士がご相談をお受けします。



毎月第2月曜日
午後2時から4時まで

いきいきプラザ・げんき館内

電話相談

子育て、家庭での悩みごとなど
お気軽にご相談下さい。

相談専用
ダイヤル

48-5555



毎週金曜日

午前10時から午後3時まで

※各相談日が祝日の場合は、変更になる場合があります。

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的または精神的に障がいがある方で、判断能力が不十分、かつ親族等の援助が得られない方に対して、下記のサービスを行い、日常生活を支援する事業です。

支援サービス内容

- ◆福祉サービスの利用援助 ◆日常的な金銭管理サービス
- ◆書類等の預かりサービス



サービス利用方法

◆相談の受付 サービスの利用をご希望される方は、まずは、社会福祉協議会事務局までご連絡下さい。専門員が利用をご希望される方の事情や状況を伺い、訪問調査などを経た後、改めて利用申込書にて申込みいただきます。

◆利用契約 その後、支援計画を作成し、利用契約を結びます。

◆サービス開始 支援計画にそって、生活支援員をお宅に派遣し、支援サービスを行います。

◆サービス利用料 相談については、無料です。サービス利用については、利用料がかかります。

○福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス・・・1時間あたり1,100円

○通帳や証書などの書類等預かりサービス.....1ヶ月あたり 500円

ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

守谷市社会福祉協議会

守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内

TEL 0297-45-0088 FAX 0297-48-5554

<http://www.moriya-shakyo.com>

